誓　　約　　書

事業所名

事業所番号　２６６

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）　　電話　　　　　－　　　　－ |
|  |
| 　当法人（以下に記載する役員等を含む。）は、京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第３条及び第４条の規定に抵触しないことを誓約します。 |
| 役員等名簿 |
| 役職名又は呼称 | 氏名 | フリガナ | 生 年 月 日 | 性　別 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

|  |
| --- |
| 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抄）（申請者に係る要件）第３条　法第３６条第３項第１号（法第３７条第２項及び第４１条第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、京都市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第２条第４号イ及びエに掲げる者でないものとする。（暴力団の排除）第４条　指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。）を行う事業所の管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であってはならない。２　前項の事業所は、その運営について、暴排条例第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けてはならない。 |

誓　　約　　書

事業所名

　　サポートセンター○○

事業所番号　２６６

記　載　例

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 　　　　令和○○年〇月○○日 |
| 誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）○○県○○市○○町○○番地○○ビル○階 | 誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）株式会社○○代表取締役　○○　○○　　　　　　　　　　電話　○○○－○○○－○○○○ |
|  |
| 　当法人（以下に記載する役員等を含む。）は、京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第３条及び第４条の規定に抵触しないことを誓約します。 |
| 役員等名簿 |
| 役職名又は呼称 | 氏名 | フリガナ | 生 年 月 日 | 性　別 |
| 代表取締役 | ○○　○○ | ﾏﾙﾏﾙ　ﾏﾙﾏﾙ | 昭和○○年〇月○日 | 　　男 |
| 取締役 | ××　×× | ﾊﾞﾂﾊﾞﾂ　ﾊﾞﾂﾊﾞﾂ | 昭和○○年〇月○日 | 　　女 |
| 管理者 | △　○○ | ｻﾝｶｸ　ﾏﾙﾏﾙ | 昭和○○年〇月○日 | 　　女 |
|  |  |  |  |  |
|  | 事業所の管理者についても忘れずに記載してください。 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

|  |
| --- |
| 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抄）（申請者に係る要件）第３条　法第３６条第３項第１号（法第３７条第２項及び第４１条第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、京都市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第２条第４号イ及びエに掲げる者でないものとする。（暴力団の排除）第４条　指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。）を行う事業所の管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であってはならない。２　前項の事業所は、その運営について、暴排条例第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けてはならない。 |